

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年9月29日

京都市長 榊 本 頼 兼

京都市規則第39号

京都市事務分掌規則の一部を改正する規則

京都市事務分掌規則の一部を次のように改正する。

第12条商工部の款経済企画課の項中第9号を第10号とし、第5号から第8号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次に1号を加える。

(5) 首都圏における産業及び観光に関するシティセールスに関すること。

第13条保健福祉部の款障害企画課の項第2号中「、身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設及び精神障害者社会復帰施設」を「及び障害者支援施設」に改め、同項第3号を次のように改める。

(3) 障害者自立支援法による地域生活支援事業（障害者等の権利の擁護及び手話通訳等を行う者の派遣に関するものに限る。）に関すること。

第13条保健福祉部の款障害企画課の項中第4号を削り、第5号から第15号までを1号ずつ繰り上げる。

第13条保健福祉部の款障害保健福祉課の項第2号中「、身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設」を「及び障害者支援施設（身体障害者及び知的障害者に関するものに限る。）」に改め、同項第3号中「精神障害者社会復帰施設」を「障害者支援施設（精神障害者に関するものに限る。）」に改め、同項第19号を同項第21号とし、同項第18号中「身体障害者療護施設」を「洛西ふれあいの里療護園、桂川療護園」に改め、同号を同項第20号とし、同項第9号から第17号までを2号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の2号を加える。

(9) 障害者自立支援法による高額障害福祉サービス費の支給に関すること。

(10) 障害者自立支援法による地域生活支援事業（相談支援事業及びコミュニケーション支援事業に関するものに限る。）に関する事。ただし、障害企画課の所管に属するものを除く。

附 則

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)